

愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係るヒアリングの結果について（概要版）

1 実施期間

2021年10月1日から（継続実施中）

2 実施方法

団体等指定場所での対面、リモート等

3 参加団体（順不同）

- (1) 名古屋鉄道株式会社
- (2) 愛知県小中学校 PTA 連絡協議会
- (3) 愛知県宅地建物取引業協会
- (4) 愛知県歯科医師会
- (5) 愛知県医師会
- (6) 愛知環状鉄道株式会社
- (7) 愛知県薬剤師会
- (8) 自治会
- (9) 中部国際空港株式会社
- (10) 株式会社 UFJ 銀行（書面回答予定）

4 主な意見（抜粋）

【合理的配慮の提供について】

（1）合理的配慮の提供を求められたことはあるか。また、その内容や相手側の対応等はあるか。

- ・車イスの方を案内する際に荷物を代わりに持ったり、聴覚に障害のある方に対して筆談で対応する等の対応をしている。
- ・聴覚障害のある方に対して、絵や○×などのわかりやすい表示カードを作成し、配布した。
- ・発達障害のある方に対して、安心して利用してもらえるような取組として、敷地内に視線を遮るようなスペースを設置し、緊張状態でパニックにならないような取組を進めた。

（2）事業者による合理的配慮の提供につき、法的義務となった場合に想定される、各組織の役割や事業活動の実施への影響はあるか。

- ・「合理的配慮」の範囲等について明確に示されない限り、障害者側と事業者間で「合意的配慮」に関する認識相違が発生することは自明であり、「義務化」という言葉のみがフォーカスされて、障害のある方の要求が事業者の負担を著しく増加させたり、投資を伴う対応を誘発することが懸念される。
- ・現在の合理的配慮の努力義務が義務になった時に明白な違いが示せないのか。違いがないなら何も問題がないのではないかと思ってしまう。

- ・義務化になる、ならないではなく障害のある方からの要望について受け止めることから始めることが大事だ。
- ・努力義務から義務に変わったとしても新しいことが何かできるわけではない。今の状態でしっかりと対応をしている。
- ・合理的配慮についての実情をもっと周りに知ってほしい。すでに合理的配慮をしていることについて、もっとPRしてほしい。
- ・合理的配慮の幅が大変わかりにくい。どこまでが合理的配慮なのかわかりにくい。お互いに話し合っていくことが大事だが落としどころが不明だ。

【障害者の定義について】

（1）障害者差別の定義（関連差別、間接差別等）について、知っていることや事例等はあるか。

- ・特になし

【愛知県障害者差別解消推進条例について】

（1）愛知県障害者差別解消推進条例の施行後（平成28年4月1日）の取組はあるか。

- ・7、8年前になるがパンフレットを作成し、保護者等に配布した。また、ポスターやリーフレットなども作成した。

（2）障害者差別に係る相談窓口等の有無及び相談実績はあるか。

- ・障害者に係る要望等はない。
- ・障害者に対する相談事例は聞いたことがない。

（3）その他愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込むべき事項はあるか。

- ・行政には、障害者側と事業者側、双方の立場を理解いただいた上で、一方の要望を「橋渡し」するだけでなく、両者が建設的な議論を進められるようご協力をいただきたい。
- ・ガイドラインや指針などの合理的配慮の物差しが必要だと思う。障害者差別は、受け手（障害者）の経験値からくるものがあると思う。事業者と障害者の共通の物差しが必要だ。合理的配慮の内容を深めていくためにも、具体的な物差しがいる。お互いの共通認識もできる。物差しは、合理的配慮の形となるものだと思う。それがあれば、お互いにやりやすくなってくる。
- ・罰則規定がないと配慮をしない事業所があるかもしれないが、違反の基準も線引きが難しい。
- ・合理的配慮は、大変あいまいで位置づけについてもわかりづらい。
- ・合理的配慮をもっとかみ砕いて説明してほしい。合理的配慮を具体的に記載するべきだ。
- ・条例については、作っただけで中身がないものになってしまわないようにしてほしい。